

意見書

令和8年3月23日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部事業政策課 御中

郵便番号 107-0062
住所 とうきょうとみなとくみなみあおやま 東京都港区南青山2-2-3
ヒューリック青山外苑東通ビル3階
氏名 株式会社JTOWER
代表取締役社長 たなか あつし 田中 敦史

「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案（鉄塔等提供事業に対する認定制度の創設に伴う規定の整備）に対する意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

- 注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。併せて、連絡担当者の氏名を記載すること。
- 注2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

この度は、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案（鉄塔等提供事業に対する認定制度の創設に伴う規定の整備）に対して、意見提出の機会を頂き感謝します。

総務省におかれましては、電気通信事業分野の市場の変化に合わせて、電気通信事業法の不断の見直しに取り組んで頂き敬意を表します。以下、弊社の意見を申し述べます。

該当箇所	意見
全般	<p>まず、総務省殿には、インフラシェアリング事業の環境整備として、「鉄塔等提供事業の認定等」について制度整備を頂く等、日々、通信市場の細部にまで目を向けて頂き有難く思います。この場をお借りして御礼申し上げます。</p> <p>「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案（鉄塔等提供事業に対する認定制度の創設に伴う規定の整備）」（以下、「本省令案」とする。）に賛同いたします。</p> <p>本省令案によって、インフラシェアリング事業への公益事業特権の付与に係る制度運用が開始され、通信インフラの効率的、かつ持続的な整備、ならびに維持の実現に資することを期待します。</p>